

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
I 総則 I-1 本事務ガイドラインの構成 I-2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）	I 総則 I-1 本事務ガイドラインの構成 I-2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）
II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 II-1 経営管理等 II-1-1 主な着眼点 II-1-2 監督手法・対応 II-2 業務の適切性等 II-2-1 法令等遵守 II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等 II-2-1-1-1 主な着眼点 II-2-1-1-2 監督手法・対応 II-2-1-2 取引時確認等の措置 II-2-1-2-1 主な着眼点 II-2-1-2-2 監督手法・対応 II-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止 II-2-1-3-1 主な着眼点 II-2-1-3-2 監督手法・対応 II-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応 II-2-1-4-1 主な着眼点 II-2-1-4-2 監督手法・対応 II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等 II-2-2-1 利用者保護措置 II-2-2-1-1 主な着眼点 II-2-2-1-2 監督手法・対応 II-2-2-2 帳簿書類 II-2-2-2-1 主な着眼点 II-2-2-2-2 監督手法・対応 II-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢 II-2-2-3-1 主な着眼点 II-2-2-3-2 監督手法・対応 II-2-2-4 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む） II-2-2-4-1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立についての主	II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 II-1 経営管理等 II-1-1 主な着眼点 II-1-2 監督手法・対応 II-2 業務の適切性等 II-2-1 法令等遵守 II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等 II-2-1-1-1 主な着眼点 II-2-1-1-2 監督手法・対応 II-2-1-2 取引時確認等の措置 II-2-1-2-1 主な着眼点 II-2-1-2-2 監督手法・対応 II-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止 II-2-1-3-1 主な着眼点 II-2-1-3-2 監督手法・対応 II-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応 II-2-1-4-1 主な着眼点 II-2-1-4-2 監督手法・対応 II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等 II-2-2-1 利用者保護措置 II-2-2-1-1 主な着眼点 II-2-2-1-2 監督手法・対応 II-2-2-2 帳簿書類 II-2-2-2-1 主な着眼点 II-2-2-2-2 監督手法・対応 II-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢 II-2-2-3-1 主な着眼点 II-2-2-3-2 監督手法・対応 II-2-2-4 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む） II-2-2-4-1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立についての主

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-2-4-2 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅱ-2-2-4-2-1 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合の主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-2-4-2-2 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機能）が存在しない場合の主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-2-4-3 利用者に対する情報提供</p> <p>Ⅱ-2-2-4-4 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-3 事務運営</p> <p>Ⅱ-2-3-1 システムリスク管理</p> <p>Ⅱ-2-3-1-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-3-1-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-3-2 事務リスク管理</p> <p>Ⅱ-2-3-2-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-3-2-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-3-3 外部委託</p> <p>Ⅱ-2-3-3-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>Ⅱ-2-4 障害者への対応</p> <p>Ⅱ-2-4-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-4-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-5 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの提携</p> <p>Ⅱ-2-5-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-5-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-6 不正取引に対する補償</p> <p>Ⅱ-2-6-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-6-2 監督手法・対応</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-2-4-2 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅱ-2-2-4-2-1 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合の主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-2-4-2-2 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機能）が存在しない場合の主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-2-4-3 利用者に対する情報提供</p> <p>Ⅱ-2-2-4-4 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-3 事務運営</p> <p>Ⅱ-2-3-1 システムリスク管理</p> <p>Ⅱ-2-3-1-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-3-1-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-3-2 事務リスク管理</p> <p>Ⅱ-2-3-2-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-3-2-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-3-3 外部委託</p> <p>Ⅱ-2-3-3-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅱ-2-3-4 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用</u></p> <p><u>Ⅱ-2-3-4-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-2-3-4-2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ-2-3-4-3 監督手法・対応</u></p> <p>Ⅱ-2-4 障害者への対応</p> <p>Ⅱ-2-4-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-4-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-5 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの提携</p> <p>Ⅱ-2-5-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-5-2 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ-2-6 不正取引に対する補償</p> <p>Ⅱ-2-6-1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-2-6-2 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅱ-2-7 業務継続体制</u></p> <p><u>Ⅱ-2-7-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-2-7-2 平時における対応</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>(新設)</u>	<u>Ⅱ－2－7－3</u> 危機発生時における対応
<u>(新設)</u>	<u>Ⅱ－2－7－4</u> 事態の沈静化後における対応
Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目	Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目
Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目	Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目
Ⅴ 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目	Ⅴ 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目
Ⅵ 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目	Ⅵ 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目
Ⅶ 外国資金移動業者に対する基本的考え方	Ⅶ 外国資金移動業者に対する基本的考え方
Ⅷ 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅷ－1 基本的考え方及び一般的な事務処理上の留意点 Ⅷ－1－1 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅷ－1－2 一般的な監督事務 <u>(新設)</u> Ⅷ－1－ <u>3</u> 監督当局間の連携 Ⅷ－1－ <u>4</u> 認定資金決済事業者協会との連携等 Ⅷ－1－ <u>5</u> 内部委任	Ⅷ 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅷ－1 基本的考え方及び一般的な事務処理上の留意点 Ⅷ－1－1 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅷ－1－2 一般的な監督事務 <u>Ⅷ－1－3</u> 無登録業者への対応 <u>Ⅷ－1－4</u> 監督当局間の連携 Ⅷ－1－ <u>5</u> 認定資金決済事業者協会との連携等 Ⅷ－1－ <u>6</u> 内部委任

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>資金移動業は、資金決済システムの一翼を担う業務であり、資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の確保のためには未達債務の保全及び資金移動の履行が確実に行われる必要がある。</p> <p>また、業務運営態勢の維持・向上にあたっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。</p> <p>なお、監督に当たっては、資金移動業者の自主性を尊重するとともに、資金移動業者に対しては專業規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該資金移動業者の実態を踏まえて対応する必要がある。</p> <p>II-1-1 主な着眼点</p> <p>① 経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取組んでいるか。</p> <p>（注）本事務ガイドラインでいう「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。</p> <p>② 経営陣は、営業所長の権限に応じた監視などについて、内部管理部門が利用者対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>③ 経営陣は、為替業務に関する内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮</p>	<p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>資金移動業は、資金決済システムの一翼を担う業務であり、資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の確保のためには未達債務の保全及び資金移動の履行が確実に行われる必要がある。</p> <p><u>（注）全国銀行データ通信システム（以下、「全銀システム」という。）が金融機関相互間の資金決済の中核を担っていることに鑑み、同システムに参加する資金移動業者については、資金決済システムの安全性等の確保のため、全銀システム上での為替取引が適正かつ確実に行われる必要がある。</u></p> <p>また、業務運営態勢の維持・向上にあたっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。</p> <p>なお、監督に当たっては、資金移動業者の自主性を尊重するとともに、資金移動業者に対しては專業規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該資金移動業者の実態を踏まえて対応する必要がある。</p> <p>II-1-1 主な着眼点</p> <p>①～⑥（略）</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>できる態勢を構築しているか。</p> <p>また、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じているか。</p> <p>④ 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、資金移動業者に対する公共の信頼を維持し、資金移動業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ－1－1において「政府指針」という。）の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。</p> <p>さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための態勢を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</p> <p>⑤ 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。</p> <p>⑥ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分なけん制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。また、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、資金移動業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。この場合においては、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。</p> <p>Ⅱ－1－2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正か</p>	<p>Ⅱ－1－2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正か</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>つ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</p>	<p>つ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</p> <p><u>なお、全銀システムに参加する資金移動業者について、全国銀行資金決済ネットワーク（以下、「全銀ネット」という。）に対して仕向超過額に対する担保の差入又は日本銀行の当座預金（以下、「日銀当預」という。）を有する場合は当該日銀当預に対して決済に必要な資金の入金が出来ない等、為替取引が行えない事案の発生を認識次第、速やかに「決済不履行報告書」にて当局宛て報告を求めるものとする。</u></p>
<p>Ⅱ－2－3－1 システムリスク管理 Ⅱ－2－3－1－1 主な着眼点 (1)～(7) (略) (8) 外部委託管理</p> <p>① 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検証のうえ、選定しているか。</p> <p>② クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。 例えば、以下のような点を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要なデータを処理・保存する拠点の把握 ・監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映 ・保証報告書、第三者認証等の確認・評価 ・クラウド特有のリスクの把握 等 <p>③ 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。</p> <p>④ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。 特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p>	<p>Ⅱ－2－3－1 システムリスク管理 Ⅱ－2－3－1－1 主な着眼点 (1)～(7) (略) (8) 外部委託管理</p> <p>① 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検証のうえ、選定しているか。</p> <p>② クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。 例えば、以下のような点を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要なデータを処理・保存する拠点の把握 ・監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映 ・保証報告書、第三者認証等の確認・評価 ・クラウド特有のリスクの把握 等 <p>③ 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。</p> <p>④ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。 特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>⑤ 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</p> <p>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。</p> <p>さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</p> <p>⑥ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>⑤ 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</p> <p>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。</p> <p>さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</p> <p>⑥ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</p> <p><u>（注）統合ATMスイッチングサービスなどの外部のサービスを利用する場合についてもこれに準じる。</u></p>
<p>II-2-3-3 外部委託 II-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の資金移動業に係る業務の外部委託に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が求められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</p> <p>（注）ヒアリングは、委託者である資金移動業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、<u>外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。</u></p>	<p>II-2-3-3 外部委託 II-2-3-3-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の資金移動業に係る業務の外部委託に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が求められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</p> <p>（注）ヒアリングは、委託者である資金移動業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、<u>並行して、外部委託先からのヒアリングや当該外部委託先に対して、法第54条第2項に基づき報告書を徴収することを検討することとする。</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託先である資金移動業者の同席を求めるものとする。</p>	<p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託先である資金移動業者の同席を求めるものとする。</p>
<p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ-2-3-4 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用</u> <u>Ⅱ-2-3-4-1 意義</u> <u>現在、金融機関相互のシステム・ネットワークは、金融機関相互の金融取引の決済などを行う上で、基幹インフラとしての機能を担っている。仮にシステム・ネットワークにおいて、障害が発生した場合は、その影響は決済システム全体及び顧客サービス全般に及びかねないことから、システム・ネットワークに係るリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</u> <u>このため、全銀システムに参加する資金移動業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ-2-3-4-2 主な着眼点</u> <u>(1) 統合ATMスイッチングサービス、全銀システム等の金融機関相互のシステム・ネットワークのサービスを利用する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</u> <u>(2) 特に、当該外部サービスにおいて、システムの更改を行う場合においては、顧客や業務に対する影響が生じないよう、当該外部サービスの管理者及び自社の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要な場合は、当該外部サービス管理者に対して適切な対策を求めるなどの対応がなされているか。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ-2-3-4-3 監督手法・対応</u> <u>検査結果等により、資金移動業者のシステム・ネットワークに係る適正かつ確実な遂行に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第54条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第55条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。また、資金移動業者が当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応を行うものとする。</u> <u>(注) システム・ネットワークの外部サービス管理者のうち外部委託先に該当するものについて、適切な業務運営が懸念される場合などには、必要に応じて、本事務ガイドラインⅡ-2-3-3-2の対応を行うものとする。</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－２－７ 業務継続体制</u> <u>Ⅱ－２－７－１ 意義</u></p> <p><u>近年、資金移動業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、また、資金移動業者を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、全銀システムに参加する資金移動業者においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアル、及び業務継続計画（Business Continuity Plan；BCP）の策定等を行っておくことが必要である。従って、全銀システムに参加する資金移動業者の監督に当たっては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。また、全銀システムに参加しない資金移動業者についても、その規模・特性等を踏まえ、以下で示す留意点に準じて監督を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、システムリスク等に係る危機管理については、資金移動業者の経営や社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途定める監督上の留意点も参照する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－２－７－２ 平時における対応</u></p> <p><u>(1) 対応</u></p> <p><u>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、オフサイト・モニタリングや法令違反行為等届出書のヒアリングを行う中で、又は資金移動業者に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、資金移動業者における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(2) 主な着眼点</u></p> <p><u>① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものは予防策を講じる）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。</u></p> <p><u>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアル</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>は、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</u></p> <p><u>(参考) 想定される危機の事例</u></p> <p><u>イ. 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）</u></p> <p><u>ロ. 事故（大規模停電、コンピュータ事故、データ入力ミス等）</u></p> <p><u>ハ. 対企業犯罪（反社会的勢力の介入、サイバー攻撃等）</u></p> <p><u>ニ. 情報漏えい事案 等</u></p> <p><u>③ 危機管理マニュアルには、危機発生初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初動対応の重要性が盛り込まれているか。</u></p> <p><u>④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。</u></p> <p><u>⑤ 業務継続計画（BCP）においては、大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、認定資金決済業協会及び他の金融機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。例えば、</u></p> <p><u>イ. 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</u></p> <p><u>ロ. コンピュータシステムセンター等の安全対策（バックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。</u></p> <p><u>ハ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</u></p> <p><u>ニ. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、全銀システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間は具体的に計画されているか。全銀システムを通じた大口・大量の決済の処理等、</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>特に重要な金融決済機能に係る業務については、当日中に再開する計画とされているか。</p> <p>ホ. <u>業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</u></p> <p>（参考）日本銀行「金融機関における業務継続体制の整備について」（2003年7月）ジョイント・フォーラム「業務継続のための基本原則」（2006年8月）</p> <p>⑥ <u>日頃からきめ細やかな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。</u></p>
(新設)	<p>Ⅱ-2-7-3 危機発生時における対応</p> <p>(1) <u>危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該資金移動業者における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、被害の復旧状況、業務の継続状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、法第54条に基づき報告徴収することとする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告をするなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。</u></p>
(新設)	<p>Ⅱ-2-7-4 事態の沈静化後における対応</p> <p><u>危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該資金移動業者に対して、法第54条に基づき、事案の概要と資金移動業者側の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴収することとする。</u></p>
<p>Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-1 業務実施計画</p> <p>Ⅲ-1-3 システムリスク管理</p> <p>第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等</p>	<p>Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-1 業務実施計画</p> <p>Ⅲ-1-3 システムリスク管理</p> <p>第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることから、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、Ⅱ－２－３－１－１に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</p> <p>Ⅲ－１－３－１ 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスク管理態勢</p> <p>第一種資金移動業者は、高額の為替取引が可能となることから、セキュリティ事故が発生した場合やシステム障害時等の不測の事態によりサービス停止した場合、利用者への影響が大きくなることが想定される。そのため、より強固なシステムリスク管理態勢を整備する必要がある。また、外部事業者が提供するものも含む多様なサービスやシステムと連携した、高度・複雑な情報システムを有するなど、リスクが多様化していることから、システムリスク管理態勢について、外部環境の変化に応じた適時のリスク認識・評価を実施することが求められる。</p> <p>① システム統括役員は、有事の対応を含めて、業務を適切に遂行するためのシステムに関する十分な知識・経験を有している者であるか。</p> <p>② システムリスク管理態勢について、専門性を持った第三者（外部機関）等による知見を取り入れた監査又は評価を実施しているか。</p> <p>(2) セキュリティ対策</p> <p>第一種資金移動業者は、攻撃者の標的となる可能性が高く、攻撃手法の進化も速いことから、サイバーセキュリティについて、専門性を持った者による適切な評価を受けることが求められる。また、利用者認証の不備を起因とした不正アクセス又は不正利用、情報漏えい等のリスクが顕在化していることから、高額送金時等においては、送金額のリスクに見合った、より強固な対策を実施することが求められる。</p> <p>① サイバーセキュリティについて、専門性を持った第三者（外部機関）等によるネットワークへの侵入検査、脆弱性診断等を実施し、セキュリティ水準に対する客観的な評価を受けているか。また、評価結果から導出された課題への対策を実施しているか。</p>	<p>の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることから、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、Ⅱ－２－３－１－１に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</p> <p><u>なお、以下の点については、全銀システムに参加する第二種資金移動業者及び第三種資金移動業者の監督に当たっても留意するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－１－３－１ 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスク管理態勢</p> <p>第一種資金移動業者は、高額の為替取引が可能となることから、セキュリティ事故が発生した場合やシステム障害時等の不測の事態によりサービス停止した場合、利用者への影響が大きくなることが想定される。そのため、より強固なシステムリスク管理態勢を整備する必要がある。また、外部事業者が提供するものも含む多様なサービスやシステムと連携した、高度・複雑な情報システムを有するなど、リスクが多様化していることから、システムリスク管理態勢について、外部環境の変化に応じた適時のリスク認識・評価を実施することが求められる。</p> <p>① システム統括役員は、有事の対応を含めて、業務を適切に遂行するためのシステムに関する十分な知識・経験を有している者であるか。</p> <p>② システムリスク管理態勢について、専門性を持った第三者（外部機関）等による知見を取り入れた監査又は評価を実施しているか。</p> <p>(2) セキュリティ対策</p> <p>第一種資金移動業者は、攻撃者の標的となる可能性が高く、攻撃手法の進化も速いことから、サイバーセキュリティについて、専門性を持った者による適切な評価を受けることが求められる。また、利用者認証の不備を起因とした不正アクセス又は不正利用、情報漏えい等のリスクが顕在化していることから、高額送金時等においては、送金額のリスクに見合った、より強固な対策を実施することが求められる。</p> <p>① サイバーセキュリティについて、専門性を持った第三者（外部機関）等によるネットワークへの侵入検査、脆弱性診断等を実施し、セキュリティ水準に対する客観的な評価を受けているか。また、評価結果から導出された課題への対策を実施しているか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>② 不正アクセス又は不正利用による被害を最小化するための、以下又は以下と同等以上の機能を実装しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日及び1回の為替取引の上限額を利用者側で設定可能とする機能 ・ 利用者側で送金先を限定できるようにする機能 ・ 上記情報の設定・変更時に利用者に通知する機能 <p>(注)「利用者側で送金先を限定できるようにする機能」としては、例えば、利用者が事前に送金先を登録することとし、登録されていない宛先に送金する場合は、追加認証を利用者に求める機能等が考えられる。</p> <p>③ 連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時においては、専門性を持った第三者（外部機関）等によるリスク評価を実施するなど、為替取引の上限額に応じ、堅牢なセキュリティ対策を講じているか。</p> <p>(3) システムの安定稼働</p> <p>第一種資金移動業者は、利用者への安定したサービス提供が求められる。システム障害時等の不測の事態が発生した際は、サービス停止による影響を拡大させないために、可能な限りサービスを継続又は迅速に復旧させることが求められる。また、復旧に際しては、重要なデータを安全かつ確実に回復させるための態勢を整備することが求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① システム障害等の影響を極小化するためのシステムの仕組みとして、実効的なバックアップシステム等を構築しているか。 ② 重要なデータの整合性及び完全性を毀損しないために、バックアップを取得する仕組みを構築しているか。また、業務継続に必要なデータを迅速にリストア可能とするための手順書を整備し、定期的 にリストアテストを実施し、手順書の実効性を確認しているか。 	<p>② 不正アクセス又は不正利用による被害を最小化するための、以下又は以下と同等以上の機能を実装しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日及び1回の為替取引の上限額を利用者側で設定可能とする機能 ・ 利用者側で送金先を限定できるようにする機能 ・ 上記情報の設定・変更時に利用者に通知する機能 <p>(注)「利用者側で送金先を限定できるようにする機能」としては、例えば、利用者が事前に送金先を登録することとし、登録されていない宛先に送金する場合は、追加認証を利用者に求める機能等が考えられる。</p> <p>③ 連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時においては、専門性を持った第三者（外部機関）等によるリスク評価を実施するなど、為替取引の上限額に応じ、堅牢なセキュリティ対策を講じているか。</p> <p>(3) システムの安定稼働</p> <p>第一種資金移動業者は、利用者への安定したサービス提供が求められる。システム障害時等の不測の事態が発生した際は、サービス停止による影響を拡大させないために、可能な限りサービスを継続又は迅速に復旧させることが求められる。また、復旧に際しては、重要なデータを安全かつ確実に回復させるための態勢を整備することが求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① システム障害等の影響を極小化するためのシステムの仕組みとして、実効的なバックアップシステム等を構築しているか。 ② 重要なデータの整合性及び完全性を毀損しないために、バックアップを取得する仕組みを構築しているか。また、業務継続に必要なデータを迅速にリストア可能とするための手順書を整備し、定期的 にリストアテストを実施し、手順書の実効性を確認しているか。
<p>VIII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>VIII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等 (新設)</p>	<p>VIII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>VIII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p>VIII-1-3 無登録業者への対応</p> <p>(1) 無登録業者の実態把握 等</p> <p>利用者からの苦情、捜査当局からの照会、資金移動業者・認定資金決済事業者協会等からの情報提供又は新聞やインターネット広告等から、</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者（以下、「無登録業者」という。）を把握した場合には、警察や地域の消費生活センター等への照会、無登録業者への直接確認（電話やメール等による確認等、問合せの方法は問わない）等により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、利用者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</u></p> <p>(2) <u>無登録業者に係る対応について</u> <u>無登録業者に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</u></p> <p>① <u>苦情等の受付</u> <u>利用者等から無登録業者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。</u></p> <p><u>イ. 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。</u></p> <p><u>ロ. 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</u></p> <p><u>ハ. 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。</u></p> <p><u>ニ. 無免許・無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。</u></p> <p><u>ホ. 「管理台帳（別紙様式 13）」を作成し、無登録業者に関する苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</u></p> <p>② <u>無免許・無登録で為替取引を営んでいるおそれが認められる場合</u> <u>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、無登録業者への直接確認（電話やメール等による確認等、問合せの方法は問わない）等により実態把握に努め、その結</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>果、当該業者が無免許・無登録で為替取引を営んでいるおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式 14 により文書による照会を行い、次により対応する。</p> <p>イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに為替取引の停止及び資金移動業の登録を求める。</p> <p>ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちにやりやめよう別紙様式 15 により文書による警告を行う。</p> <p>なお、無登録業者への直接確認等や別紙様式 14 による文書の発出を行うまでもなく、無登録で為替取引を営んでいることが判明した場合にあっては、直ちに別紙様式 15 により文書による警告を行うこととする。</p> <p>（注）別紙様式 14 による照会や別紙様式 15 による警告を行う場合において、利用者保護上必要と認められるときは、捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。</p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式 15 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ 公表等 「警告」、「告発」の措置を取った場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名（法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。）、所在地又は住所（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあってはこれらに相当するもの）及び無登録で営んでいた為替取引の内容等について、ウェブサイトで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ウェブサイトで公表を行うものとする。</p> <p>なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく、上記の公表等を行うものとする。</p> <p>（注）無登録業者に係る対応については、捜査当局による捜査に支</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</u></p>
<p>VIII-1-3 監督当局間の連携 (略)</p>	<p>VIII-1-4 監督当局間の連携 (略)</p>
<p>VIII-1-4 認定資金決済事業者協会との連携等 (略)</p>	<p>VIII-1-5 認定資金決済事業者協会との連携等 (略)</p>
<p>VIII-1-5 内部委任 (略)</p>	<p>VIII-1-6 内部委任 (略)</p>
<p>VIII-2 諸手続 VIII-2-1 登録の申請、届出書の受理等 資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) 登録申請書、届出書の受理 ① 登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。 イ. 利用者に公的機関若しくは金融機関のごとき誤解又はこれらと特別の関係があるかごとき誤解を与え、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと。 ロ. 2以上の商号を使用して、2以上の登録の申請をしていないこと。 ハ. 委託契約の内容について、次に掲げる事項を記載していること。 a. 資金決済に関する法律等を遵守する旨の文書 b. 委託業務の範囲に関する事項 c. 委託手数料の決定及び支払いに関する事項 d. 委託業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項 e. 営業用の施設及び設備の設置主体等 ② 内閣府令別紙様式第1号第3面記載上の注意1に規定する「資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所」とは、現金の受払い等、利用者との間で為替取引を行うにあたり重要な業務が行われる場所を指す。</p>	<p>VIII-2 諸手続 VIII-2-1 登録の申請、届出書の受理等 資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>① 審査にあたり、特に、マネーロンダリング・テロ資金供与の発生にかかるリスクが高いと思われるもの、ビジネスモデルやシステムが高度・複雑なもの等について、必要に応じて金融庁と連携して審査をすること。</p> <p>② 審査に当たっては効率的な審査を実施することに留意すること。 (注) 例えば、形式的な部分の検証に長時間かけないようにすることや、財務事務所と財務局の検証項目が重複しないように留意すること。</p> <p>③ 第三者型前払式支払手段発行と資金移動業の一体的なサービスを提供するため、両方の登録を同時に受けようとする事業者の登録審査については、一体的な審査を行うように留意すること。</p> <p>④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行するに足る財産的基礎を有しているか。 (注) 上記事項の審査に当たっては、登録申請書に記載された「資金移動業の内容及び方法」の内容並びに内閣府令第 6 条第 1 項第 7 号に規定する最終の貸借対照表等、同項第 9 号に規定する「事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面」及び同項第 13 号に規定する「資金移動業に関する社内規則等」の内容などを踏まえ、法第 43 条第 2 項に規定する要履行保証額の見込み及び予定する資産保全の方法を聴取するものとする。</p> <p>ロ. 利用者に対する資金の授受を円滑に行うに足る態勢を有しているか。 (注) 例えば、現金の受払いを行う場合には、利用者への払出見込額を店舗又は ATM に用意することが可能か。また、利用者への払出しが集中した場合などに、現金を調達する能力を有しているか。</p> <p>ハ. 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を</p>	<p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行するに足る財産的基礎を有しているか。 (注) 上記事項の審査に当たっては、登録申請書に記載された「資金移動業の内容及び方法」の内容並びに内閣府令第 6 条第 1 項第 7 号に規定する最終の貸借対照表等、同項第 9 号に規定する「事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面」及び同項第 13 号に規定する「資金移動業に関する社内規則等」の内容などを踏まえ、法第 43 条第 2 項に規定する要履行保証額の見込み及び予定する資産保全の方法を聴取するものとする。</p> <p>ロ. 利用者に対する資金の授受を円滑に行うに足る態勢を有しているか。 (注) 例えば、現金の受払いを行う場合には、利用者への払出見込額を店舗又は ATM に用意することが可能か。また、利用者への払出しが集中した場合などに、現金を調達する能力を有しているか。</p> <p>ハ. 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>見込めるような計画となっているか。なお、資金移動業において損失が生じた場合に、申請者が他に営んでいる事業による収益等によって補填がなされる等、資金移動業の継続可能性に影響を及ぼすと考えられる特段の事情がある場合には、当該事情を考慮するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑤ 法第 40 条第 1 項第 4 号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」であるかどうか及び同項第 5 号「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 社内規則等及び本事務ガイドラインⅡ－1（経営管理等）並びにⅡ－2－1（法令等遵守）からⅡ－2－3（事務運営）までに掲げた主な着眼事項について、例えば、国際送金や現金の受払いの有無など、当該資金移動業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）に見合った人員が確保されているか。</p> <p>ロ. 定款又は寄付行為等に法人の目的として資金移動業を営むことが含まれているか。</p> <p>ハ. 特に、国際送金を取扱うことを予定している申請者については、外国為替及び外国貿易法、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律等、国際送金に係る関係法令を踏まえた態勢整備が行われているか。</p> <p>ニ. 申請者が行う業務に国際送金が含まれている場合には、登録申請</p>	<p>見込めるような計画となっているか。なお、資金移動業において損失が生じた場合に、申請者が他に営んでいる事業による収益等によって補填がなされる等、資金移動業の継続可能性に影響を及ぼすと考えられる特段の事業がある場合には、当該事業を考慮するものとする。</p> <p>ニ. <u>全銀システムに参加する資金移動業者については、全銀ネットにおける加盟資格の要件を踏まえ、例えば、以下について把握することとする。</u></p> <p>・ <u>仕向超過限度額相当の担保差入、日銀当預を有する場合は当該日銀当預への入金等を履行するために必要な財産的基礎を有しているか。また、将来にわたって上記を履行し、円滑な資金決済を行うための態勢が整備されているか。</u></p> <p>・ <u>将来、債務超過に陥らないような収支見通しがあるか。</u></p> <p>⑤ (略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>書に記載されている未達債務の算出時点及び算出方法が、申請者が使用する約款の記載事項（国際送金に係る送金資金の権利移転に係る記載）と合致しているか。</p> <p>ホ. 申請者が行う業務に外国にある第三者への業務委託や業務提携等が含まれている場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についても併せて確認を行い、申請者において上記業務委託や業務提携等に関し適切な個人情報の管理を行う態勢整備が行われているかについて確認する。</p> <p>(3)~(8) (略)</p>	<p>(3)~(8) (略)</p>
<p>Ⅷ-2-3 法第 53 条に基づく報告書について</p> <p>(1) 法第 53 条第 1 項に基づく報告書について</p> <p>内閣府令別紙様式第 19 号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第 20 号）に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該資金移動業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 経営実態を確認した結果、将来、履行保証金の供託義務を履行できないおそれがあるなど、法第 40 条第 1 項第 3 号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない」疑いがある場合には、法第 54 条に基づき報告書を徴収するなど、必要な対応を検討することとする。</p>	<p>Ⅷ-2-3 法第 53 条に基づく報告書について</p> <p>(1) 法第 53 条第 1 項に基づく報告書について</p> <p>内閣府令別紙様式第 19 号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第 20 号）に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該資金移動業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</p> <p><u>（注）特に、全銀システムに参加する資金移動業者については、全銀ネットにおける加盟資格の要件を踏まえ、例えば、以下について把握することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>仕向超過限度額相当の担保差入、日銀当預を有する場合は当該日銀当預への入金等を履行するために必要な財産的基礎を有しているか。また、将来にわたって上記を履行し、円滑な資金決済を行うための態勢が整備されているか。</u> ・ <u>将来、債務超過に陥らないような収支見通しがあるか。</u> <p>② 経営実態を確認した結果、将来、履行保証金の供託義務を履行できないおそれがあるなど、法第 40 条第 1 項第 3 号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない」疑いがある場合には、法第 54 条に基づき報告書を徴収するなど、必要な対応を検討することとする。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(別紙様式 13)</u> 別紙参照</p> <p><u>(別紙様式 14)</u> 別紙参照</p> <p><u>(別紙様式 15)</u> 別紙参照</p>

無免許又は無登録で為替取引を営んでいるおそれがある者に対する照会書（案）

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務（支）局長

銀行法第4条若しくは第47条、又は資金決済に関する法律第37条の規定により、為替取引は内閣総理大臣の免許又は登録を受けた者でなければ、営んではならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反しているおそれがあると認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、警告書を発出の上、金融庁ウェブサイトで公表する等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

無免許又は無登録で為替取引を営んでいる者に対する警告書（案）

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務（支）局長

銀行法第4条若しくは第47条、又は資金決済に関する法律第37条の規定により、為替取引は内閣総理大臣の免許もしくは登録を受けた者でなければ、営んではならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。